

株 主 各 位

神戸市中央区港島南町5丁目5番3号

株式会社 MORESCO
代表取締役会長 赤 田 民 生

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症にかかる昨今の状況を踏まえ、本総会につきましては、極力、書面による議決権行使をご検討下さい。書面により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年5月25日（月曜日）午後5時35分までに到着するようご返送ください。

また、総会当日の対応に関しましては、次頁の＜新型コロナウイルス感染症の感染予防に向けた対応について＞をご参照ください。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2020年5月26日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時） |
| 2. 場 所 | 神戸市中央区港島中町6丁目10番1号
神戸ポートピアホテル 本館地下1階「偕楽の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | <ol style="list-style-type: none">第62期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件第62期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

＜新型コロナウイルス感染症の感染予防に向けた対応について＞

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、当社第62期定時株主総会の開催にあたり、株主の皆様のご健康と安全を第一に考え、当社の対応について下記のとおりご案内させていただきます。本対応は、2020年4月7日付で日本国政府より発令されました「緊急事態宣言」、同年4月2日付で経済産業省および法務省から発表されました新型コロナウイルス感染症拡大下における「株主総会運営に係るQ&A」および本招集ご通知作成時点の感染状況等を踏まえた措置となります。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

◎株主総会へのご出席について

本総会につきましては、可能な限り、ご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。

ご出席される株主様におかれましては、開催日時点での流行状況やご出発前に発熱がないこと等ご自身の体調を十分にご確認いただき、くれぐれも無理をなされませぬようお願い申し上げます。

ご出席をお控えいただける株主様におかれましては、同封の議決権行使書用紙にて事前に議決権をご行使いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

◎株主総会会場での対応について

ご出席される株主様におかれましては、マスク着用のうえご来場賜りますようお願い申し上げます。また、会場入口での手指へのアルコール消毒液の噴霧のほか、サーモグラフィー等による検温等もお願いさせていただく予定にしております。37.5度以上の発熱が確認された株主様につきましては、会場へのご入場をお控えいただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

また、当社役員、スタッフにつきましても、全員がマスク着用にて対応させていただきます。予定としております。

◎株主総会会場の座席について

例年より間隔を空けた座席配置とさせていただきます。予定としております。

◎株主総会の議事進行について

本総会の議事は、例年より円滑な進行となる方法で行い、時間を短縮して行う予定としております。

◎株主懇談会の中止について

例年株主総会終了後に開催しておりました、当社役員と株主様との懇談会ですが、感染予防のため今回は中止とさせていただきます。楽しみにされておられる株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.moresco.co.jp/>) に掲載いたします。適宜ご確認くださいようお願い申し上げます。

＜その他のご連絡事項＞

- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款第13条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.moresco.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎代理人が株主総会に出席される場合、当社定款第17条の定めにより、代理人は議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- ◎決議通知につきましては、今期より、地球環境等を配慮した省資源化の観点から、書面によるご送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の影響による世界経済の減速を背景として、企業の輸出や生産が期を通じて低調に推移したことに加え、期の後半では消費増税や大型台風、暖冬により個人消費が前期比マイナスに転じました。また、1月以降の新型コロナウイルスの感染拡大は、世界経済に多大な影響をもたらしております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、売上高は27,064百万円（前期比6.0%減）となりました。利益面では合成潤滑油部門の売上減少、素材部門の原材料価格の上昇、インド子会社での販売費及び一般管理費の増加等により営業利益は1,279百万円（前期比34.4%減）、経常利益は1,568百万円（前期比28.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は776百万円（前期比46.0%減）となりました。

セグメントの業績の概況は、次のとおりであります。

日本

(特殊潤滑油)

自動車部品輸出減少に起因するダイカスト業界の稼働率低下の影響や中国における設備投資減少の影響を受け、ダイカスト用油剤、難燃性作動液および高真空ポンプ油は減収となりました。切削油剤についても上述の影響を受け、既存顧客への出荷は減少しましたが、それを上回る新規顧客の獲得が図れたことにより増収となりました。

(合成潤滑油)

高温用潤滑油は、自動車ベアリング用グリース基油用途での出荷が、顧客での中国向け輸出減の影響を受け減少したことにより、またハードディスク表面潤滑剤は、ハードディスクドライブ市場の縮小により、ともに減収となりました。

(素材)

顧客での生産調整の影響等により、流動パラフィン化粧品用途およびリチウムイオンバッテリー用途等での売上が減少しました。スルホネートも輸出の減少等により減収となりました。

(ホットメルト接着剤)

粘着およびフィルター用途での出荷が堅調に推移した一方で、衛生材および自動車用途での売上は顧客での生産調整の影響等により減少しました。

(エネルギーデバイス材料)

有機EL用封止材は、中国の有機ELパネルメーカーでの採用が伸展したことにより増収となりました。また、ガス・水蒸気透過度測定装置は、国内外のデバイスメーカーや食品・医薬品包装分野等からの受注の増加により、装置販売および受託分析収入ともに増収となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は20,340百万円（前期比5.0%減）となり、合成潤滑油部門の売上減少、素材部門の原材料価格の上昇等の影響を受け、セグメント利益は909百万円（前期比26.0%減）となりました。

中国

自動車生産台数が前期比減で推移する中で、ダイカスト用油剤が大幅な減収となりました。ホットメルト接着剤についても、顧客での稼働率低下により衛生材用途での売上が減少しました。

この結果、当セグメントの売上高は3,230百万円（前期比11.4%減）となり、セグメント利益は251百万円（前期比17.6%減）となりました。

東南/南アジア

特殊潤滑油は、難燃性作動液の出荷が好調に推移したことによりインドネシアでの売上は増加した一方で、タイにおいてはハードディスクドライブ需要減少による筐体加工用切削油剤の出荷減少および米中貿易摩擦に起因する自動車部品の輸出減少の影響を受け、売上は減少しました。ホットメルト接着剤についても、インドネシアからの輸出の減少等により売上は減少しました。

この結果、当セグメントの売上高は4,448百万円（前期比6.6%減）となり、インド子会社における販売費及び一般管理費の増加も相まって、セグメント利益は143百万円（前期比59.3%減）となりました。

北米

主力のダイカスト用油剤は、SUV・ピックアップトラックへの需要シフトによる一部自動車メーカーでの稼働率低下の影響を受けたことにより売上は減少しました。

この結果、当セグメントの売上高は733百万円（前期比7.7%減）、セグメント損失は21百万円（前期は6百万円のセグメント損失）となりました。

企業集団のセグメント別の売上高推移

(単位：百万円)

区 分	第61期 (2019年2月期)	第62期(当期) (2020年2月期)	前期比
日 本	21,403	20,340	△5.0%
中 国	3,644	3,230	△11.4%
東 南 / 南 ア ジ ア	4,761	4,448	△6.6%
北 米	794	733	△7.7%
調 整 額	△1,797	△1,687	—
合 計	28,806	27,064	△6.0%

(注) 調整額は、セグメント間の内部売上高または振替高の消去金額であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資の総額は892百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- | | |
|---|--------|
| 1) 当社研究開発設備 | 97百万円 |
| 2) 当社赤穂工場製造設備合理化等 | 97百万円 |
| 3) 当社千葉工場製造設備合理化等 | 146百万円 |
| 4) MORESCO HM&LUB INDIA PRIVATE LIMITED工場建設 | 331百万円 |

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社設備投資資金および当社子会社のMORESCO HM&LUB INDIA PRIVATE LIMITEDに対する貸付のため、株式会社みずほ銀行および株式会社三菱UFJ銀行より長期借入金1,400百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第59期 (2017年2月期)	第60期 (2018年2月期)	第61期 (2019年2月期)	第62期(当期) (2020年2月期)
売上高(百万円)	26,674	27,922	28,806	27,064
経常利益(百万円)	2,658	2,600	2,202	1,568
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,600	1,623	1,438	776
1株当たり当期純利益 (円)	165.54	167.77	148.85	80.91
総資産(百万円)	25,317	27,257	28,256	28,129
純資産(百万円)	15,594	17,339	17,775	18,209

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当期の期首から適用しており、前期の総資産の額については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 マ ツ ケ ン	20百万円	100.0%	廃水処理装置、廃水処理剤の販売および輸出
株式会社モレスコテクノ	10百万円	100.0%	分析試験業務
エチレンケミカル株式会社	90百万円	60.9%	冷熱媒体、自動車用ケミカル製品の製造、販売および輸出
MORESCO(Thailand)Co.,Ltd.	17.5百万 タイバツ	99.2% (51.2%) 注1、2	潤滑油の製造、販売および輸出入ならびにホットメルト接着剤の輸入販売
MORESCO USA Inc.	10米ドル	100.0%	潤滑油の製造、販売および輸出入
無錫莫莱斯柯貿易有限公司	100百万円	100.0%	潤滑油の販売、輸出入および同製品材料の輸出入
莫莱斯柯花野压铸涂料 (上海)有限公司	1百万 米ドル	74.0%	ダイカスト用油剤の製造
天津莫莱斯柯科技有限公司	10百万 米ドル	100.0%	ホットメルト接着剤の製造、販売および輸出入
PT.MORESCO INDONESIA	3.5百万 米ドル	51.0%	潤滑油の製造、販売および輸出入
PT.MORESCO MACRO ADHESIVE	3百万 米ドル	51.0%	ホットメルト接着剤の製造、販売および輸出入
MORESCO HM&LUB INDIA PRIVATE LIMITED	600百万 インドルピー	100.0% (10.0%) 注1	ホットメルト接着剤、潤滑油の製造、販売および輸出入

(注) 1. 出資比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. 2019年3月27日付で、退任しました現地役員の所有株式を当社子会社が追加取得したため、間接所有割合および出資比率が0.2%上昇しております。

(4) 対処すべき課題

米中貿易摩擦の影響等による中国経済の減速や原油価格の下落により昨年来弱含んでいた世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により急減速するに至っております。日本経済についても、国内自動車生産に陰りが見え始めていた中で内外の新型コロナウイルスの影響による輸出の低下、設備投資の減少等により停滞色を強めており、企業業績も落ち込みが懸念されております。

このような事業環境において、当社グループは、国内市場が成熟化する中、中期的に成長の見込まれる中国、北米、インドを重要市場と位置付け、新製品の投入等により競争力を高め、潤滑油、ホットメルト接着剤の更なる拡販を図っていきます。中国では販売網の整備により日系企業のみならず現地企業への取り組みを強化します。また、環境負荷軽減に貢献できる少量塗布型ダイカスト離型剤によるシェア拡大を図ります。

北米においては、日系企業だけでなく現地企業との取引拡大に注力するとともに、原材料調達が多様化、国内生産への切り替えによるコスト競争力の強化を図ります。

今後高い成長が見込まれるインドでは、2019年7月に竣工した現地工場を拠点にホットメルト接着剤、特殊潤滑油の販売を開始しており、事業基盤の早期確立を目指します。

生産面では、コスト競争力強化のために、I o Tを活用した生産の効率化や生産プロセスの抜本的改革に取り組みます。また、原材料のグローバル調達、多様化、有利購買等により、安定調達、コストダウンを推進してまいります。

新製品開発では、従来からの「環境関連分野」、「情報関連分野」、「エネルギーデバイス分野」に「メディカル材料分野」を加えた4分野に重点を置き、世界をリードする独創性の高い製品をタイムリーに市場投入してまいります。

環境関連分野では少量塗布で優れた性能を発揮する離型剤のグローバル展開や低VOC型ホットメルト接着剤の性能向上による用途拡大を図ります。

情報関連分野では、需要増加が見込まれるクラウドサーバ用に対応したより高機能なハードディスク表面潤滑剤を開発してまいります。

エネルギーデバイス分野では、有機デバイスの長寿命化に貢献する封止材料の性能アップに努め、同分野で高いシェアを有する中国企業での採用拡大に注力します。有機薄膜太陽電池（OPV）では発電効率の向上および生産工程の改善によるコストダウンにより、軽量、フレキシブル、透明性といった特性を生かした用途の開発を行っていきます。

メディカル材料分野では、全国各地の大学等との産官学連携により、創薬化合物やバイオ研究支援材料、化粧品材料等の開発を進めてまいります。

また、働き方改革をさらに進め、多様な働き方を導入することにより労働生産性を向上させるとともに、働きやすい職場を築き上げてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2020年2月29日現在）

当社グループは、特殊潤滑油、合成潤滑油、素材、ホットメルト接着剤、エネルギーデバイス材料等の化学品の製造・販売を主な事業としており、主要製品は次のとおりであります。

事業	主要製品または施設名
化学品事業	
特殊潤滑油	高真空ポンプ油、難燃性作動液、ダイカスト用油剤、熱間鍛造潤滑剤、切削油剤、自動車用ブレーキ液・不凍液、冷熱媒体
合成潤滑油	高温用潤滑油、ハードディスク表面潤滑剤、耐放射線性潤滑剤
素材	流動パラフィン、スルホネート
ホットメルト接着剤	ホットメルト接着剤
エネルギーデバイス材料	有機EL用封止材、ガス・水蒸気透過度測定装置
その他	廃水処理関連機器、分析試験サービス、その他
賃貸ビル事業	
賃貸ビル	モレスコ本町ビル

(6) 主要な営業所および工場（2020年2月29日現在）

① 当社

本社・研究センター（神戸市）

支店：東京支店（東京都港区）、大阪支店（大阪市）

営業所：名古屋営業所（名古屋市）

工場：千葉工場（千葉県市原市）、赤穂工場（兵庫県赤穂市）

② 子会社

株式会社マツケン（大阪市）
 株式会社モレスコテクノ（神戸市）
 エチレンケミカル株式会社（千葉県市原市）
 MORESCO (Thailand) Co.,Ltd.（タイ）
 MORESCO USA Inc.（米国）
 無錫莫萊斯柯貿易有限公司（中国）
 莫萊斯柯花野圧鋳塗料（上海）有限公司（中国）
 天津莫萊斯柯科技有限公司（中国）
 PT. MORESCO INDONESIA（インドネシア）
 PT. MORESCO MACRO ADHESIVE（インドネシア）
 MORESCO HM&LUB INDIA PRIVATE LIMITED（インド）

(7) 従業員の状況（2020年2月29日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
777名	+12名

（注）従業員数は就業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
377名	+2名	42.7歳	13.2年

（注）従業員数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（2020年2月29日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,455百万円
株式会社三菱UFJ銀行	690百万円
株式会社三井住友銀行	485百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年2月29日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 9,696,500株（自己株式97,958株含む）
- ③ 株 主 数 20,389名
- ④ 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
松 村 石 油 株 式 会 社	1,067 千株	11.1 %
コスモ石油ルブリカンツ株式会社	503	5.2
日 本 曹 達 株 式 会 社	365	3.8
M O R E S C O 従 業 員 持 株 会	357	3.7
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	343	3.6
双 日 株 式 会 社	327	3.4
三 菱 商 事 株 式 会 社	327	3.4
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	250	2.6
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	250	2.6
ス タ ー ラ イ ト 工 業 株 式 会 社	225	2.3

（注） 持株比率は自己株式数（97,958株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2020年2月29日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	赤 田 民 生	C E O	
代表取締役社長	両 角 元 寿	社長執行役員 C O O	
取 締 役	竹 内 隆	専務執行役員 C F O 広報室長	無錫徳松科技有限公司 董事長 株式会社モレスコテクノ 代表取締役社長
取 締 役	瀬 脇 信 寛	上席執行役員 海外担当	MORESCO(Thailand)Co.,Ltd. 代表取締役社長 MORESCO HM&LUB INDIA PRIVATE LIMITED 代表取締役社長
取 締 役	坂 根 康 夫	上席執行役員 C T O 合成潤滑油事業部長兼 研究開発部長	
取 締 役	浅 野 応 孝		株式会社イデアルスター 社外取締役 Apricum GmbH シニア アドバイザー日本代表
取 締 役	リ・ジュ・ジュディ・リン		
常 勤 監 査 役	作 田 真 一		
監 査 役	富 野 武		
監 査 役	小 沢 史比古		
監 査 役	長谷川 克 博		

- (注) 1. 取締役 浅野応孝、リ・ジュ・ジュディ・リンの両氏は社外取締役であり、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査役 富野武、小沢史比古、長谷川克博の3氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 作田真一氏は、当社経理部長および管理本部長の経験等、当社経理・財務部門における長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2019年5月28日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって、取締役 宮川弘和氏は辞任により退任いたしました。
5. 2019年12月31日付をもって、取締役 出口侑宏氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職の状況は、出口社会保険労務士事務所代表者および労働保険事務組合 神戸マネージメントセンターの代表者でありました。

6. 当事業年度中における役員の地位および担当等の異動

- ・2019年4月19日付をもって取締役の重要な兼職の状況が次のとおり変更となっております。

地 位	氏 名	変更前重要な兼職 の 状 況	変更後重要な兼職 の 状 況
取 締 役	竹 内 隆	無錫徳松科技有限公司 董事長	無錫徳松科技有限公司 董事長 株式会社モレスコテクノ 代表取締役社長

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 員 (名)	報 酬 等 の 総 額 (百 万 円)
取 締 役 (うち社外取締役)	9 (3)	190 (12)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	22 (9)
合 計	13	212

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）、監査役は4名（うち社外監査役3名）であります。上記員数と相違しておりますのは、2019年5月28日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した取締役1名および2019年12月31日付をもって辞任により退任した社外取締役1名が含まれるためであります。
2. 取締役の報酬限度額は、1986年5月20日開催の第28期定時株主総会において月額150万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、2017年5月30日開催の第59期定時株主総会において譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額500万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2011年5月30日開催の第53期定時株主総会において月額300万円以内と決議いただいております。
4. 取締役の報酬等の総額には、譲渡制限付株式の付与のための報酬額（取締役5名に対し140万円）を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	重要な兼職先と 当社との関係
取 締 役	浅 野 応 孝	株式会社イデアルスター 社外取締役	当社と株式会社イデアルスターは技術提携契約等を締結しており、研究開発を共同で実施する関係があります。
		Apricum GmbH シニア アドバイザー日本代表	当社とApricum GmbHとの間に記載すべき関係はありません。
取 締 役	出 口 侑 宏	出口社会保険労務士 事務所代表者	当社と出口社会保険労務士事務所および労働保険事務組合 神戸マネージメントセンターとの間に記載すべき関係はありません。なお、2019年12月31日付をもって、取締役 出口侑宏氏は辞任により退任しております。
		労働保険事務組合 神戸 マネージメントセンター 代表者	

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	浅 野 応 孝	当事業年度に開催の取締役会13回の全てに出席し、主に経験豊富な企業経営者の観点から適宜発言を行っております。
取 締 役	リ・ジュ・ジュディ・リン	当事業年度に開催の取締役会13回のうち12回に出席し、主に経験豊富なグローバル企業の経営者の観点から適宜発言を行っております。
取 締 役	出 口 侑 宏	2019年12月31日退任までの間、当事業年度に開催の取締役会10回のうち9回に出席し、主に社会保険労務士としての豊富な経験・見識、および法令を踏まえた客観的観点から適宜発言を行っております。
監 査 役	富 野 武	当事業年度に開催の取締役会13回および監査役会17回の全てに出席し、長年の石油業界における豊富な経験と知見からの発言を行っております。
監 査 役	小 沢 史比古	当事業年度に開催の取締役会13回のうち12回および監査役会17回のうち15回に出席し、長年にわたる法務、総務部門での業務経験に基づき適宜発言を行っております。
監 査 役	長谷川 克 博	当事業年度に開催の取締役会13回および監査役会17回の全てに出席し、主に企業経営についての豊富な経験と知見からの発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、定款規定により会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する額となります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、2019年5月28日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。また、同株主総会で新たに太陽有限責任監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の報酬等について、会計監査人から提出を受けた当該事業年度の監査計画書等、および業務執行者の認識・意向を聴取したうえで、当該事業年度の監査時間・配員計画・報酬額の見積の妥当性、および監査報酬等の世間相場について検討した結果、これらについて不合理な理由は見つからず、妥当なものと判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの項目に該当すると判断される場合は、監査役の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。また、以下の項目に該当すると判断した場合には、監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

- 1) 会社法、公認会計士法等の重大な法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、それに対し改善の見込みがないと判断した場合
- 2) その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、効率性、総合的能力等を勘案し、監査を遂行するに不十分であると判断した場合
- 3) 会計監査人の継続監査期間が原則として10年を超えた場合
- 4) 会計監査人を交代することにより、当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断した場合

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

I. 取締役会による決議の内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備することを決議し、その基本方針を「内部統制システムの整備に関する基本方針」として以下のように定めております。

- ① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) コンプライアンス体制の根幹として「MORESCO行動憲章」を定め、法令遵守があらゆる企業活動の基本であることを継続的に徹底します。
 - 2) コンプライアンス全体を統括する組織として、取締役会長を委員長とし、取締役・常勤監査役・執行役員等で構成する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備を進めます。
 - 3) コンプライアンスの推進については、取締役および従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ、指導します。
 - 4) 監査役および監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令、定款および社内規程上の問題点の有無を調査し、当該委員会に報告します。当該委員会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。
 - 5) 内部通報制度を設け、当社および子会社の従業員等が、法令、定款および社内規程上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該従業員等に不利な取扱いを行わない旨、内部通報制度規程に明記しております。不利な取扱いを行った従業員等に対しては、就業規則に従って処分を行います。また、通報の有無は、常勤監査役も出席する「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告されます。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 取締役の職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。）を、法令および「重要文書管理規程」に基づき、適切に保存しかつ管理します。
 - (1) 株主総会議事録と関連資料
 - (2) 取締役会議事録と関連資料
 - (3) 経営会議議事録と関連資料
 - (4) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

- 2) 情報の管理については、情報セキュリティポリシー、個人情報保護に関する基本方針等に基づき対応します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 前述の「コンプライアンス・リスク管理委員会」を推進母体として、「リスク管理方針」のもとで体制の整備を進め、当社および子会社を取り巻くリスクを特定したうえで適切なリスク対応を図ります。
 - 2) 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、「危機管理規程」を整備し、取締役会長を本部長とする「緊急対策本部」のもとで、発現したリスクによる損失を最小限度にとどめるための必要な対応を実施します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。
 - 2) 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、業務執行機能を担う執行役員制度を導入し、取締役・常勤監査役・執行役員が出席する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項について討議します。
 - 3) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度計画を立案し、全社的な目標を設定します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行します。
- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 「関係会社管理規程」により、定期報告と重要案件の事前協議を骨子とする管理事項を定め、子会社管理の所管部門が統括管理します。
 - 2) 当社の取締役、監査役、執行役員を子会社の取締役または監査役として派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査するとともに、監査室が定期的に子会社の監査を実施します。
 - 3) 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性格、機関の設計その他会社の個性および特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とします。
 - 4) 子会社の取締役は、当社の経営会議等において、定期的にまたは必要に応じて、毎月および四半期毎の業績その他業務の執行状況を報告します。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制と、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
- 1) 監査役の職務を補助する従業員を置くことを監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することとします。
 - 2) 当該従業員の任命・異動・人事考課等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保します。
- ⑦ 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役、従業員、ならびに子会社の取締役、従業員およびこれらの者から報告を受けた者は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に直ちに報告するものとします。当該報告をした従業員等については、内部通報制度規程に準じて、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとします。
 - 2) 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議やコンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、契約書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができるものとします。
 - 3) 「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査成果の達成を図るものとします。
 - 4) 監査役または監査役会が監査の実施のために必要な費用の前払いまたは償還を請求するときは、その内容および金額が合理性を欠くものでない限り、取締役等はこれに応じます。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 1) 財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため関連諸規程を整備し、取締役会長の指示の下、内部統制システムを構築、運用します。
 - 2) 内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより、金融商品取引法および関連法令等との適合性を確保します。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

- 1) MORESCO行動憲章により「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体とは一切の関係を持たない」ことを基本方針とします。この基本方針は社内ネットワーク等を通じて全取締役および全従業員への周知徹底を図ります。
- 2) 反社会的勢力、団体からの不当要求や働きかけに対しては、反社会的勢力対策規程に基づき毅然とした対応をとります。
- 3) 反社会的勢力、団体に関する対応統括部署を総務部に定めるとともに、不当要求や働きかけに対しては、直ちに対応統括部署に報告し、対応の一元化を図る等組織的に対応します。
- 4) 対応統括部署においては警察等との緊密な連携を保ち、不当要求や働きかけに対しては、速やかに連絡し、適時、適切な指導と支援を要請します。

II. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、上記のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、この方針に沿って事業の適正を確保するための整備に努めております。この方針は法改正等により適切に見直し、方針の見直しに影響を受ける社内の規程類の整備等も並行して進めることで法令等への適合性を確保するよう努めております。また、コンプライアンス、リスク管理、反社会的勢力排除等に関する体制整備の根幹ともいえる「MORESCO行動憲章」については、当社および海外を含む子会社の取締役および従業員等が日常的に目にする環境をつくり、その浸透を図っております。

① コンプライアンス・リスク管理

毎月1回、取締役（社外取締役を除く）、常勤監査役、執行役員をメンバーに含むコンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、内部通報窓口への相談や通報の有無、36協定違反の有無、懲戒事項の発生の有無を確認しております。また、コンプライアンス違反に対しては、つど懲戒委員会を開催し、要因解析に基づく再発防止等に努めると同時に、重要な法令や社内規程等の遵守状況を定期的に調査し、コンプライアンス違反の未然防止にも努めております。リスク管理については、当社グループに重大な影響を与えるリスクに備え、各部門が取り組むべき課題を年度初めに設定し、課題ごとに年次のPDCAを回すことでリスク対策の強化を進めており、一例として、BCP（事業継続計画）のための生産拠点の分散化等を検討・推進しております。なお、コンプライアンス・リスク管理委員会での議論および結論を、同月の取締役会において報告し、社外取締役、社外監査役からも適宜アドバイスをいただいております。

また、機密情報管理の重要性を社内研修により周知徹底し、全社員対象の個人情報保護法についての研修や、インサイダー取引規制をテーマとしたeラーニング、契約書、パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等についての研修、新入社員、中堅社員、管理職といった階層別の研修、営業部門、生産部門といった職能別の研修において、適宜、コンプライアンス・リスク管理に関する教育を行っております。

② 業務執行の監督、取締役の職務の効率化

毎月1回、取締役（社外取締役を除く）、常勤監査役、執行役員をメンバーに含む経営会議を開催し、各事業部門から、中期経営計画や年次利益計画に対する業務実績の差異分析結果報告を受け、活発な質疑応答を経て監督機能を発揮しております。経営会議では、差異分析結果報告の他、その時々において重要な事項についても報告、討議し、機動的な意思決定を行っております。

③ 子会社管理

上記の経営会議では子会社の業務の差異分析結果報告については毎月、重要事項の報告についても適宜取り上げ、子会社の自律性を尊重しながら親会社としての監督機能を発揮しております。また、関係会社管理規程、内部監査規程、内部統制実施要領等に基づき、内部監査部門や管理部門による実地業務監査等も計画的に行っております。

④ 役員の職務の執行

定例の取締役会を月に1回開催し、取締役会規程に定める決議事項について審決を行うとともに、適宜、会社の業務執行等に関する報告を受けこれらを監督しております。また、役員が参集する機会を別途設け、その時々において関心を持つべき事項を題材とした勉強会、講演会等を行っております。

監査役は、常勤監査役による経営会議その他の重要な会議への出席および内部監査部門や法務部門、会計監査人との定期的な情報交換会の実施、ならびに取締役会への出席および監査役会の実施等を通じ、当社グループ全体の内部統制システムの実効性を監査しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	15,436	流 動 負 債	8,063
現 金 及 び 預 金	3,576	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,072
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	6,720	短 期 借 入 金	2,341
商 品 及 び 製 品	2,714	リ ー ス 債 務	27
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,065	未 払 法 人 税 等	161
そ の 他	383	賞 与 引 当 金	440
貸 倒 引 当 金	△23	そ の 他	1,022
固 定 資 産	12,693	固 定 負 債	1,856
有 形 固 定 資 産	9,034	長 期 借 入 金	1,244
建 物 及 び 構 築 物	3,791	リ ー ス 債 務	26
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,085	退 職 給 付 に 係 る 負 債	457
土 地	2,428	そ の 他	129
リ ー ス 資 産	66		
建 設 仮 勘 定	34	負 債 合 計	9,919
そ の 他	631	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	1,046	株 主 資 本	15,939
の れ ん	474	資 本 金	2,118
リ ー ス 資 産	5	資 本 剰 余 金	1,979
そ の 他	567	利 益 剰 余 金	11,998
投 資 そ の 他 の 資 産	2,613	自 己 株 式	△157
投 資 有 価 証 券	268	その他の包括利益累計額	△7
出 資 金	1,455	その他有価証券評価差額金	15
繰 延 税 金 資 産	61	為 替 換 算 調 整 勘 定	△10
退 職 給 付 に 係 る 資 産	575	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△13
そ の 他	254	非 支 配 株 主 持 分	2,278
貸 倒 引 当 金	△0	純 資 産 合 計	18,209
資 産 合 計	28,129	負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,129

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（ 2019年3月1日から
2020年2月29日まで ）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売 上 高	27,064
売 上 原 価	18,330
売 上 総 利 益	8,734
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,456
営 業 利 益	1,279
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	40
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	263
そ の 他	79
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	17
為 替 差 損	64
そ の 他	11
経 常 利 益	1,568
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1,568
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	519
法 人 税 等 調 整 額	21
当 期 純 利 益	1,028
非支配株主に帰属する当期純利益	251
親会社株主に帰属する当期純利益	776

（注） 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2019年3月1日から
2020年2月29日まで ）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	2,118	1,979	11,701	△172	15,626
当連結会計年度変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1			1
剰 余 金 の 配 当			△480		△480
親会社株主に帰属する当期純利益			776		776
自 己 株 式 の 処 分		△1		16	14
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	0	297	16	312
当連結会計年度末残高	2,118	1,979	11,998	△157	15,939

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	為 替 換 算 定 額	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	32	33	13	78	2,072	17,775
当連結会計年度変動額						
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						1
剰 余 金 の 配 当						△480
親会社株主に帰属する当期純利益						776
自 己 株 式 の 処 分						14
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△17	△43	△25	△85	207	122
当連結会計年度変動額合計	△17	△43	△25	△85	207	434
当連結会計年度末残高	15	△10	△13	△7	2,278	18,209

（注） 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,801	流 動 負 債	6,469
現金及び預金	635	支 払 手 形	499
受 取 手 形	923	買 掛 金	2,101
売 掛 金	3,486	短 期 借 入 金	2,204
商 品 及 び 製 品	1,811	リ ー ス 債 務	5
原材料及び貯蔵品	1,053	未 払 金	496
そ の 他	902	未 払 費 用	113
貸 倒 引 当 金	△9	未 払 法 人 税 等	55
固 定 資 産	10,865	賞 与 引 当 金	368
有 形 固 定 資 産	5,433	そ の 他	628
建 物	2,312	固 定 負 債	1,620
構 築 物	67	長 期 借 入 金	1,239
機 械 及 び 装 置	848	リ ー ス 債 務	3
車 両 運 搬 具	4	繰 延 税 金 負 債	12
工 具 器 具 備 品	389	退 職 給 付 引 当 金	277
土 地	1,800	そ の 他	89
リ ー ス 資 産	7	負 債 合 計	8,088
建 設 仮 勘 定	7	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	713	株 主 資 本	11,566
の れ ん	474	資 本 金	2,118
ソ フ ト ウ ェ ア	238	資 本 剰 余 金	1,977
そ の 他	1	資 本 準 備 金	1,906
投 資 そ の 他 の 資 産	4,719	そ の 他 資 本 剰 余 金	71
投 資 有 価 証 券	216	利 益 剰 余 金	7,627
関 係 会 社 株 式	1,433	利 益 準 備 金	75
関 係 会 社 出 資 金	1,495	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,552
長 期 貸 付 金	840	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	322
長 期 前 払 費 用	81	別 途 積 立 金	5,250
前 払 年 金 費 用	528	繰 越 利 益 剰 余 金	1,980
そ の 他	126	自 己 株 式	△157
資 産 合 計	19,666	評 価 ・ 換 算 差 額 等	12
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	12
		純 資 産 合 計	11,578
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	19,666

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年 3 月 1 日から
2020年 2 月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		16,874
売 上 原 価		11,357
売 上 総 利 益		5,517
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,888
営 業 利 益		629
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	347	
そ の 他	31	378
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15	
為 替 差 損	26	
そ の 他	6	46
経 常 利 益		961
税 引 前 当 期 純 利 益		961
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	228	
法 人 税 等 調 整 額	14	242
当 期 純 利 益		719

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年3月1日から
2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				自己株式
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計		買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計	
当 期 首 残 高	2,118	1,906	72	1,978	75	325	4,750	2,237	7,387	△172
当 期 変 動 額										
買換資産圧縮積立金の取崩						△4		4	—	—
別途積立金の積立							500	△500	—	—
剰余金の配当								△480	△480	△480
当 期 純 利 益								719	719	719
自己株式の処分			△1	△1						16
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△1	△1	—	△4	500	△257	239	16
当 期 末 残 高	2,118	1,906	71	1,977	75	322	5,250	1,980	7,627	△157

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	17	17	11,329
当 期 変 動 額			
買換資産圧縮積立金の取崩			—
別途積立金の積立			—
剰余金の配当			△480
当 期 純 利 益			719
自己株式の処分			14
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5	△5	△5
当 期 変 動 額 合 計	△5	△5	249
当 期 末 残 高	12	12	11,578

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年4月7日

株式会社MORESCO

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒 井 巖 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古 田 賢 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社MORESCOの2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社MORESCO及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年4月7日

株式会社MORESCO

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古田 賢 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社MORESCOの2019年3月1日から2020年2月29日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、その業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年4月13日

株式会社MORESCO 監査役会

常勤監査役 作 田 真 一 ㊞

監 査 役 (社外監査役) 富 野 武 ㊞

監 査 役 (社外監査役) 小 沢 史比古 ㊞

監 査 役 (社外監査役) 長谷川 克 博 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益分配につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、株主の皆様には、経営成績等を勘案し、利益還元を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき25円とし、その他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭

- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額 239,963,550円

なお、昨年11月に中間配当として当社普通株式1株につき25円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき50円となります。

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年5月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 300,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、以下の目的により、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

- ・ 構成員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会により、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うとともに、任意の指名・報酬委員会を活用したより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応え得る体制を構築すること。
- ・ 迅速・果断な意思決定を行うため、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行の迅速化を図るとともに、取締役会は企業戦略等の討議に注力できる体制を構築すること。

これに伴い、

- ① 監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ② 業務の執行と監督の分離を一層進め、経営の意思決定の迅速化を図るため、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役へ委任することができる旨の規定を、変更案第29条(重要な業務執行の決定の取締役への委任)として新設するものであります。
- ③ 資本政策および配当政策を機動的に遂行することを可能とするため、変更案第44条(剰余金の配当等の決定機関)および同第45条(剰余金の配当の基準日)を新設し、併せてこれらの規定の一部と内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)、同第47条(期末配当および基準日)および同第48条(中間配当金および基準日)の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 上記(1)以外の変更

取締役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第31条(社外取締役の責任限定契約)につきまして、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定の新設、および業務執行を行わない取締役との間でも会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結することを可能とする旨の変更を行うものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

(3) その他

上記(1)および(2)の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更および文言の意味をより明確にするための変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 <u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定</u> <u>にもとづき、取締役会の決議をもつて</u> <u>市場取引等により自己の株式を取</u> <u>得することができる。</u> 第8条～第9条 (条文省略)	第2章 株 式 (削 除) 第7条～第8条 (現行どおり)
第3章 株 主 総 会 第10条～第11条 (条文省略) (招集権者) 第12条 (条文省略) ② 代表取締役が複数のときまたは代表 取締役が事故があるときは、あらかじめ 取締役会において定めた順序により、 他の取締役が招集する。 第13条～第14条 (条文省略) (議長) 第15条 (条文省略) ② 代表取締役が複数のときまたは代表 取締役が事故があるときは、あらかじめ 取締役会において定めた順序により、 他の取締役が議長となる。	第3章 株 主 総 会 第9条～第10条 (現行どおり) (招集権者) 第11条 (現行どおり) ② 代表取締役が複数のときまたは代表 取締役が事故があるときは、あらかじめ 取締役会において定めた順序により、 取締役が招集する。 第12条～第13条 (現行どおり) (議長) 第14条 (現行どおり) ② 代表取締役が複数のときまたは代表 取締役が事故があるときは、あらかじめ 取締役会において定めた順序により、 取締役が議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 第17条～第18条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 第19条 (条文省略) (取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新 設) (取締役の選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 ②～③ (条文省略)	(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権</u>を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>本定款に別段の定めがある場合を除き</u>、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 第16条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 第18条 (現行どおり) (取締役の員数) 第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>は、8名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u>は、5名以内とする。 (取締役の選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議をもって選任する。</u> ②～③ (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) (新 設) (新 設)	(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③ 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。 ④ 会社法第329条第3項の規定にもとづき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。
(代表取締役) 第23条 取締役会は、その決議をもって、代表取締役を選定する。 (新 設) (役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。	(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。 ② <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u> (役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。
② <u>取締役会は、その決議をもって、取締役相談役を置くことができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。 (取締役会の招集権者および議長) 第26条 (条文省略) ② 代表取締役が複数のときまたは代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、<u>他</u>の取締役が招集し、議長となる。 (取締役会の招集通知) 第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議方法) 第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 (取締役会の決議の省略) 第29条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	(取締役の報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。 (取締役会の招集権者および議長) 第25条 (現行どおり) ② 代表取締役が複数のときまたは代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、取締役が招集し、議長となる。 (取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議方法) 第27条 取締役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 (取締役会の決議の省略) 第28条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (取締役会の議事録) 第30条 取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 (新 設)	<u>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</u> <u>第29条 取締役会は、その決議をもって、会社法第399条の13第6項の規定にもとづき、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役会の議事録) 第30条 取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 <u>(取締役会規程)</u> <u>第31条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(<u>社外取締役の責任限定契約</u>) 第31条 (新 設) 当社は、会社法第427条第1項の規定にもとづき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。 第5章 監査役および監査役会 (<u>監査役および監査役会の設置</u>) 第32条 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。 (<u>監査役の員数</u>) 第33条 当社の監査役は、4名以内とする。 (<u>監査役の選任方法</u>) 第34条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(<u>取締役の責任免除および責任限定契約</u>) 第32条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定にもとづき、取締役会の決議をもつて、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> ② 当社は、会社法第427条第1項の規定にもとづき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。 第5章 監査等委員会 (<u>監査等委員会の設置</u>) 第33条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。 (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) <u>(社外監査役の責任限定契約)</u> <u>第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定にもとづき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u> 第6章 会計監査人 第42条～第44条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第7章 計 算 第46条 (条文省略) (新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> (削 除) 第6章 会計監査人 第39条～第41条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 第7章 計 算 第43条 (現行どおり) <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第44条 当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって定めることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) <u>(期末配当および基準日)</u> 第47条 当社は、毎年2月末日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。 <u>(中間配当金および基準日)</u> 第48条 当社は、毎年8月31日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。 第49条 (条文省略)	<u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。 ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (削 除) (削 除) 第46条 (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
1	あか だ たみ お 赤 田 民 生 (1947年1月4日生)	1969年3月 当社入社 1990年9月 当社研究部長 1995年5月 当社取締役研究部長 1998年5月 当社常務取締役研究部長 2002年2月 当社常務取締役（研究開発・生産部門担当）研究部長 2003年3月 当社常務取締役（研究開発・生産部門担当）研究開発統括部長 兼研究開発部長 2004年2月 当社常務取締役（研究開発・生産部門担当） 2006年4月 当社常務取締役（研究開発・生産部門担当）研究開発部長 2006年5月 当社常務取締役（研究開発・生産部門担当）執行役員研究開発部長 2007年3月 当社常務取締役（研究開発・生産部門担当） 2010年5月 当社代表取締役社長 2014年5月 当社代表取締役社長 社長執行役員 2015年3月 当社代表取締役社長 社長執行役員研究開発本部長 2018年5月 当社代表取締役会長 C E O (現任)	68,300株
【取締役候補者とした理由】 赤田民生氏は、2010年5月に代表取締役社長に就任後、長年研究開発に携わってきた経験と見識を生かし、優れた経営手腕と強いリーダーシップを発揮することで、当社事業の飛躍的な拡大に貢献するとともに、当社および当社グループのグローバル展開、さらには成長が期待される新たな事業領域への挑戦を行ってまいりました。2018年5月には、代表取締役会長 C E O（最高経営責任者）に就任し、経営全般の舵取りを担っております。引き続き、監査等委員会設置会社においても、取締役として当社および当社グループの持続的な企業価値の向上の実現に寄与できると判断したため、当社の取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
2	もろ ずみ もと ひさ 両 角 元 寿 (1962年 4 月 23 日生)	1987年 4 月 日本フーラー株式会社（現積水 フーラー株式会社）入社 1999年 3 月 当社入社営業第三部東京営業課 長 2007年 3 月 当社ホットメルト事業部ホット メルト営業部長 2008年 5 月 当社執行役員ホットメルト事業 部ホットメルト営業部長 2011年 3 月 当社執行役員ホットメルト事業 部長兼ホットメルト営業部長 2011年 5 月 当社取締役 執行役員ホットメ ルト事業部長兼ホットメルト営 業部長 2012年 1 月 PT. MORESCO MACRO ADHESIVE 代 表取締役社長 2014年 5 月 当社取締役 常務執行役員ホッ トメルト事業部長兼ホットメル ト営業部長 2015年 3 月 当社取締役 常務執行役員ホッ トメルト事業部長 2016年 3 月 当社取締役 常務執行役員ホッ トメルト事業部長兼ホットメル ト製造部長 2016年 6 月 当社取締役 常務執行役員ホッ トメルト事業部長 2017年 5 月 当社取締役 専務執行役員ホッ トメルト事業部長兼金属加工油 事業部長 2018年 5 月 当社代表取締役社長 社長執行 役員 C O O（現任）	15, 900株
【取締役候補者とした理由】 両角元寿氏は、長年にわたりホットメルト事業に携わり、インドネシア、中国への積極的な進出を実現する等、国内外において同事業の拡大に大きく貢献してまいりました。その豊富な業務執行経験に基づく優れた経営判断能力を有していることから、2018年 5 月に代表取締役社長 C O O（最高執行責任者）に就任し、全事業部および国内外子会社の舵取りを行っております。引き続き、監査等委員会設置会社においても、取締役として当社および当社グループの持続的な企業価値の向上の実現に寄与できると判断したため、当社の取締役候補者としております。			

15,900株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
3	たけ うち たかし 竹 内 隆 (1953年5月15日生)	2001年5月 株式会社日本興業銀行（現株式 会社みずほ銀行）営業第六部長 2003年5月 当社入社ホットメルト事業部長 兼ホットメルト営業部長 2005年5月 当社取締役ホットメルト事業部 長兼ホットメルト営業部長 2006年5月 当社取締役 執行役員ホットメ ルト事業部長兼ホットメルト営 業部長 2007年2月 当社取締役 執行役員ホットメ ルト事業部長 2008年2月 当社取締役 執行役員管理本部 長 2010年5月 当社常務取締役 執行役員管理 本部長 2011年9月 無錫徳松科技有限公司副董事長 2013年9月 当社常務取締役 執行役員機能 材事業部長 2014年5月 当社取締役 専務執行役員機能 材事業部長 2015年9月 当社取締役 専務執行役員購買 部門担当機能材事業部長 2018年3月 無錫徳松科技有限公司董事長 (現任) 2018年4月 当社取締役 専務執行役員管理 本部長 2018年5月 当社取締役 専務執行役員 C F O 2019年3月 当社取締役 専務執行役員 C F O 広報室長（現任） 2019年4月 株式会社モレスコテクノ代表 取締役社長（現任）	24,400株
【取締役候補者とした理由】 竹内隆氏は、当社入社後、ホットメルト事業部、管理本部、機能材事業部の責任者を歴任する等、当社の多くの事業に携わり、豊富な経験と高い見識、戦略的な視点を基に優れた経営手腕を有しております。2018年5月にはC F O（最高財務責任者）に就任し、当社の管理部門、コーポレートガバナンスの責任者として重要な任務を担っております。引き続き、監査等委員会設置会社においても、取締役として当社および当社グループの持続的な企業価値の向上の実現に寄与できると判断したため、当社の取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
4	せ わ き のぶ ひろ 瀬 脇 信 寛 (1964年 3 月23日生)	1982年 4 月 当社入社 2008年 3 月 当社機能材事業部機能材営業部 長 2010年 5 月 当社執行役員機能材事業部機能 材営業部長 2015年 3 月 MORESCO (Thailand) Co.,Ltd. 代表取締役社長 (現任) 2015年 5 月 当社執行役員東南アジア担当 2016年 5 月 当社上席執行役員東南アジア担 当 2017年 2 月 MORESCO HM&LUB INDIA PRIVATE LIMITED 代表取締役社長 (現 任) 2017年 5 月 当社取締役 上席執行役員東南 アジア担当 2018年 5 月 当社取締役 上席執行役員海外 担当 (現任)	12,300株
【取締役候補者とした理由】 瀬脇信寛氏は、長年にわたり機能材事業部の営業部長を務め、2015年3月からは海外子会社の代表取締役社長に就任する等、当社および当社子会社の業務に関する豊富な経験と見識を有しております。その経験と見識を生かし、2017年5月には当社取締役、2018年5月には海外担当取締役に就任し、海外グループ会社を統括して事業拡大を図っております。引き続き、監査等委員会設置会社においても、取締役として当社および当社グループの持続的な企業価値の向上の実現に寄与できると判断したため、当社の取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
5	さかお 坂 根 康 夫 (1958年 6 月 7 日生)	2003年10月 当社入社研究開発部SSグループ 専門部長 2004年 3 月 当社研究開発部長 2006年 4 月 Komag, Inc. Technical Director 2007年10月 Western Digital Media Operations (現Western Digital Technologies, Inc.) Technologist 2016年 3 月 当社入社執行役員合成潤滑油 事業部長 2016年 3 月 当社執行役員合成潤滑油事業 部長兼合成潤滑油開発部長 2016年 6 月 当社執行役員合成潤滑油事業 部長 2018年 5 月 当社取締役 上席執行役員 C T O 合成潤滑油事業部長 兼研究開発部長 (現任)	5,000株
【取締役候補者とした理由】 坂根康夫氏は、長年にわたり海外のハードディスクメーカーで研究開発に携わり、当社入社後も合成潤滑油事業部の責任者を務める等、グローバルなビジネス展開や当社の主要製品のひとつであるハードディスク表面潤滑剤に関する豊富な経験と見識を有しております。その経験と見識を生かし、2018年 5 月には当社取締役およびC T O (最高技術責任者)に就任し、研究開発部門を統括して新たな事業分野につながる研究開発を推進しております。引き続き、監査等委員会設置会社においても、取締役として当社および当社グループの持続的な企業価値の向上の実現に寄与できると判断したため、当社の取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
6	リ・ジュ・ジュディ・リン (1953年 3 月29日生)	1992年 1 月 International Business Machines Corporation (IBM) Almaden研究センターストレ ージシステム部門主任研究員 1998年 6 月 Komag, Inc. 上級取締役 Tribology and Head/Disk Interface 担当 2001年 7 月 同社常務取締役 Mechanical Process and Tribology 担当 2006年 4 月 同社副社長 Mechanical Process and Tribology 担当 2007年 9 月 Western Digital Media Operations (現Western Digital Technologies, Inc.) 副社長 Mechanical Process and Tribology 担当 2014年 5 月 当社取締役 (現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由】 リ・ジュ・ジュディ・リン氏は、長年にわたる海外のハードディスクメーカー等での技術や経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、同氏には当社の研究開発マネージメントについて専門的立場から指導していただくとともに、当社の女性社員・女性管理職のキャリア形成に対して助言いただき、その育成に多大な貢献をいただいております。引き続き、監査等委員会設置会社においても、専門的立場から指導、助言いただくため、当社の社外取締役候補者としております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. リ・ジュ・ジュディ・リン氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- (1) 在任期間について
リ・ジュ・ジュディ・リン氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- (2) 責任限定契約について
当社は、リ・ジュ・ジュディ・リン氏との間で、定款規定により会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、リ・ジュ・ジュディ・リン氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第４号議案 監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
1	※ さく た しん いち 作 田 真 一 (1948年 7月21日生)	1971年 3月 当社入社 1997年 3月 当社社長室長 2001年12月 当社経理部長 2005年 5月 当社取締役管理本部長 2006年 5月 当社取締役 執行役員管理本部長 2008年 2月 当社取締役 執行役員ホットメルト事業部長 2008年 3月 当社取締役 執行役員ホットメルト事業部長兼ホットメルト製造部長兼赤穂工場長 2009年 3月 当社取締役 執行役員ホットメルト事業部長兼購買部長 2010年12月 当社取締役 執行役員ホットメルト事業部長 2011年 3月 当社取締役 執行役員機能材事業部長 2011年 5月 当社常務取締役 執行役員機能材事業部長 2013年 9月 当社常務取締役 執行役員管理本部長 2014年 6月 当社顧問 2015年 5月 当社常勤監査役（現任）	28,200株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 作田真一氏は、当社経理部、管理本部の責任者を長年務め、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、2005年５月から2014年５月までは当社の取締役、常務取締役役に就任し、各事業部の責任者を務める等、当社の業務内容について精通しており、当社の健全かつ適切な運営に必要となる知見・経験を有しております。2015年５月には当社常勤監査役に就任し、その豊富な知見と経験を生かし、当社の監査を行っております。当社の監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため、当社の監査等委員である取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
2	※ 町 垣 和 夫 (1951年 5 月11日生)	1995年 7 月 トーカロ株式会社東京工場長 1999年 9 月 同社明石工場長 2005年 4 月 同社製造本部付部長 2005年 6 月 同社取締役製造副本部長 2007年 6 月 同社代表取締役社長 2013年 4 月 漢泰国際電子股份有限公司 董 事 長（現任） 2013年 6 月 トーカロ株式会社代表取締役 会 長 2019年 6 月 同社相談役（現任）	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 町垣和夫氏は、長年にわたり表面改質分野のトップメーカーの代表取締役社長、代表取締役会長を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。その経験と見識を生かし、監査・監督を適切に遂行できると判断したため、当社の監査等委員である社外取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
3	※ なかい じょう みき お 中 上 幹 雄 (1963年3月19日生)	1998年4月 弁護士登録、澤田・菊井法律事 務所（現澤田・中上・森法律事 務所）入所 2005年4月 澤田・中上法律事務所（現澤田 ・中上・森法律事務所）パート ナー弁護士 2010年6月 西芝電機株式会社社外監査役 2011年6月 グローリー株式会社社外監査役 2019年5月 澤田・中上・森法律事務所代表 弁護士（現任） 2019年6月 大和工業株式会社社外監査役 （現任）	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 中上幹雄氏は、長年にわたる弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを監査・監督に生かすことができると判断したため、当社の監査等委員である社外取締役候補者としております。 同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、法律事務所の代表弁護士として経営経験を有しており、また東証一部上場企業の社外監査役を務める等上場企業の監査業務にも精通しておりますので、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
4	※ なか つか ひで とし 中 塚 秀 聡 (1964年10月26日生)	1983年 4 月 大阪国税局採用 2000年 7 月 国税庁 課税部 法人課税課 会 社分割 P T (組織再編税制通達 担当) 兼 調査査察部 調査課 2002年 1 月 財務省 主税局 法人税制企画室 (連結納税制度法制担当) 兼 国 税庁 調査査察部 調査課 2009年 7 月 大阪国税局 調査第一部 調査審 理課 国際調査審理官 2012年 7 月 同局 調査第一部 調査総括課 課長補佐 2013年 8 月 税理士登録、中塚秀聡税理士事 務所開設 代表者 (現任) 2014年 4 月 姫路獨協大学大学院法科研究 科・法学部 特別教授 2018年12月 タイガー魔法瓶株式会社社外監 査役 (現任)	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 中塚秀聡氏は、長年にわたり税務行政を執行する業務に携わってきた経験があり、また税理士として企業税務にも精通しており、会計、税務に関する専門的な知見を有しております。それらを監査・監督に生かすことができると判断したため、当社の監査等委員である社外取締役候補者としております。 同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の専門的な経験・見識に加え、税理士事務所の経営経験を有しており、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 町垣和夫、中上幹雄、中塚秀聡の3氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、町垣和夫、中上幹雄、中塚秀聡の3氏の選任が承認された場合には、3氏との間で、定款規定により会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、町垣和夫、中上幹雄、中塚秀聡の3氏の選任が承認された場合には、3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
6. 作田真一氏の所有する当社株式の数には、MORESCO役員持株会における持分を含んでおります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、1986年5月20日開催の第28期定時株主総会において月額15百万円（年額換算1億8,000万円）以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮し、年額1億8,000万円以内（うち社外取締役分年額1,000万円以内）と定めることといたしましたと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額3,600万円以内と定めることといたしたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、2017年5月30日開催の第59期定時株主総会において、当社の社外取締役を除く取締役に、年額5,000万円以内にて譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについてご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、従来の社外取締役を除く取締役に對する譲渡制限付株式の付与のための報酬を廃止し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、第5号議案の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を付与したいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

なお、対象取締役に對して付与する譲渡制限付株式の付与のための報酬の内容は、2017年5月30日開催の第59期定時株主総会において承認可決された内容と同一であり、その詳細は下記のとおりであります。

記

1. 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額5,000万円以内といたします。
2. 各対象取締役への具体的な支給時期および配分につきましては、取締役会において決定いたします。
3. 対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年40,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において取締役会が決定する金額とします。

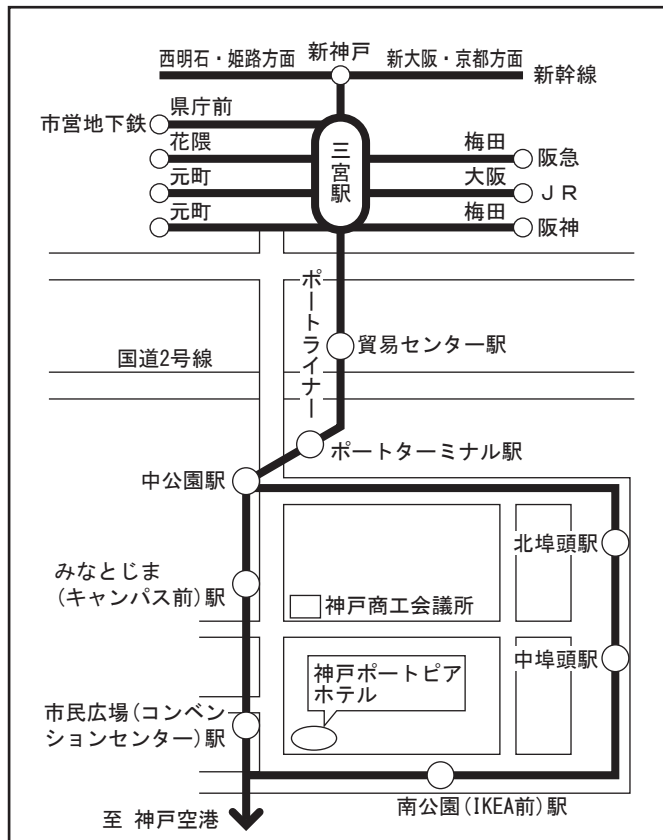
4. 上記による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

- ① 対象取締役は、2年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- ② 対象取締役が譲渡制限期間の満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- ③ 上記①の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記②に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- ④ 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記③の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑤ 上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- ⑥ 上記⑤に規定する場合においては、当社は、上記⑤の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場 神戸市中央区港島中町6丁目10番1号
 神戸ポートピアホテル 本館地下1階「偕楽の間」
 T E L (078) 302-1111
 最寄駅 ポートライナー「市民広場駅」下車徒歩3分

株主懇談会の中止について

例年株主総会終了後に開催しておりました、当社役員と株主様との懇談会ですが、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため今回は中止とさせていただきます。